

○公正取引委員会ホームページより抜粋 (<http://www.jftc.go.jp/info/chuui.html>)

ホーム > 注意:公正取引委員会を装った不審な電話などにご注意

■ 公正取引委員会を装った不審な電話などにご注意！

1 公正取引委員会の職員又は公正取引委員会の依頼を装った未公開株や外貨(イラクディナール)取引を勧誘する等の不審な電話

これまでに、公正取引委員会の職員又は公正取引委員会の依頼を装って、以下のような不審な内容の電話があったという情報が、公正取引委員会に寄せられています。

公正取引委員会では、未公開株式やイラクディナール等の外貨の取引の勧誘、業務委託、指導等は行っておりませんので、御注意ください。

- ・「当社は、公正取引委員会から、未公開株や社債の回収・売却業務を委託されていますが、株を持っていますか。」
- ・「公正取引委員会の〇〇という職員の指導で、損害を被った株の買取りをしていますか、株を持っていますか。」
- ・「お持ちの未公開株を高値で購入しますが、そのためには公正取引委員会への申請と手数料を払う必要があります。手数料を20万円支払ってください。」
- ・「公正取引委員会の〇〇ですが、イラクディナールを買いませんか。」
- ・「未公開株の買取りを行っているが、そのためには公取に申請が必要である。とにかく急いで申請してほしい。その前に、イラクディナールを購入してもらわないといけない。」
- ・「公正取引委員会の〇〇と言うが、未公開株を買いませんか。購入のためにはイラクディナールが必要です。」
- ・「公正取引委員会の依頼で未公開株の販売を行っていますが、いかがですか。購入のためにはイラクディナールが必要です。」

上記を内容とする電話等があった場合には、担当課とお名前を御確認いただき、公正取引委員会広報窓口(03-3581-5471)まで本当に当委員会からの連絡であるかの確認を行っていただくか、悪質な詐欺等と思われる場合には、警察まで通報していただきますようお願いいたします。

2 インターネット上のサイトにおける公正取引委員会名及び公正取引委員会のシンボルマークの入ったバナー等について

インターネット上のサイトにおいて、公正取引委員会名及び公正取引委員会のシンボルマークの入ったバナー(下図参照)を表示し、「当社のサービスは不当景品類及び不当表示防止法を遵守した合法的なサービスです。」等と記載されているサイトがあるとの情報が公正取引委員会に寄せられています。

公正取引委員会のシンボルマークについては、当委員会に著作権があり、引用、転載、複製はお断りしており、これらは無断で使用されているものです。また、不当景品類及び不当表示防止法は、平成21年9月に消費者庁へ移管され、現在は消費者庁所管となっております。したがって、これらのサイトを営む事業者と公正取引委員会とは一切関係ございませんので御注意ください。

(バナーの例)



3 相談先

トラブルにあった場合には、最寄りの消費生活センターまで御相談ください。

→ [最寄の消費生活センターはこちらから検索いただけます。\(国民生活センターホームページ内\)](#)

→ [国民生活センタートップページはこちらから御覧いただけます。](#)